

## 申請案内

# 【経済変動対策貸付資金利子補給金交付制度について】

### 1 対象

新型コロナウイルス感染症による急激な経済変動に伴い、事業活動に影響を受けている市内に店舗、工場又は事業所を有する中小企業者であって、静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（別表の経済変動対策貸付のうち、新型コロナウイルス感染症対応枠に該当するもの）に定める経済変動対策貸付を借り受けていること。

### 2 利子補給の条件

取扱期間：令和2年3月18日から令和3年3月31日まで

※上記期間内で信用保証協会に申し込む必要があります。

補給率：1.4%以内（全額）

補給期間：第1回の利子支払い日から1年間

### 3 申請の流れ

①補給期間終了 → ②市産業政策課へ申請 → ③利子補給額振込

※補給期間中に繰上償還された場合は、その時点で申請してください。

#### ■令和3年度補給対象■

第1回の利子支払日から1年以内かつ令和3年1月1日から12月31日までに支払った利子

※補給期間について

例) 令和2年4月15日借入、第1回目の約定返済日：令和2年4月20日

【補給期間】 令和2年4月15日～令和3年4月15日

【対象】 令和2年4月15日の支払利子～令和3年3月20日支払利子

### 4 必要書類

①藤枝市経済変動対策貸付資金利子補給金交付申請書（第2号様式）

②元利支払証明書（第3号様式）

※金融機関が発行する取引明細照会票を添付してください。

③請求書（第5号様式）

④振込先の預金通帳の写し

※通帳の表面及び通帳を開いた1・2ページ目の写し

（銀行名、支店名、口座番号、口座名義の確認ができること）

### 5 申請時に置ける留意点

- ・申請日、請求日、文書番号は空欄とすること。
- ・補給期間中に繰上償還された場合は、戻し利息を差し引いて申請してください。
- ・月末までに申請された分は翌月中旬頃に請求書に記載された指定の口座へ振り込みます。